二　（略）
三　氏名の変更の理由
2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　（略）
二　戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類
3・4　（略）
（氏名変更の理由の届出）
第七十条の二　遺族厚生年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、当該変更をした日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三　氏名の変更の理由
2　前項の届書には、戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（住所変更の届出）
第七十一条　遺族厚生年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。
一　氏名、生年月日及び変更後の住所
一の二　個人番号又は基礎年金番号
二　（略）
2・3　（略）
（払渡希望金融機関等の変更の届出）
第七十二条　遺族厚生年金の受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
一の二　個人番号又は基礎年金番号
二　（略）
三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号
ロ　（略）
2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
3　（略）

二　（略）
三　変更前の氏名
2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　（略）
二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
3・4　（略）
（新設）
（住所変更の届出）
第七十一条　遺族厚生年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。
一　受給権者の生年月日
一の二　基礎年金番号
二　（略）
2・3　（略）
（払渡希望金融機関の変更の届出）
第七十二条　遺族厚生年金の受給権者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。
一　受給権者の生年月日及び住所
一の二　基礎年金番号
二　（略）
三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
ロ　（略）
2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
3　（略）